

特定空家等の経過

所在地	総合判定	第 8 回協議会時の状況 (R2.11 月現在)	第 9 回協議会時の状況 (R 4. 2月現在)	その後の経過
蜂 屋	特定空家等 A	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根瓦の剥落、不陸が著しく進行 = 倒壊の危険性増大 ⇒ <u>勧告に向けた動きを進める</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ R3.3.12 勧告の実施 ・ 土地所有者から R3.12 末までに建物を解体する旨の連絡を受け、R3.12.28 に建物の解体を確認した。 ・ 特定空家等の認定解除を行った。 	
小 野	特定空家等 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車庫天井部のコンクリート、露出した鉄筋の剥落 ・ 繁茂していた草が刈られている ・ 不動産サイトに売り出されている ⇒経過を観察する	<ul style="list-style-type: none"> ・ R3.3.29 建物解体を確認できたため特定空家等の設定解除を行った。 	
六地蔵	特定空家等 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母屋の軒等に一部修繕を確認、それ以外は変化なし ・ 小屋は草木の繁茂により現況確認出来ず ⇒ <u>勧告に向けた動きを進める</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ R3.2.4 勧告の実施 ・ R3.12.25 付で隣接の土地所有者に建物付きで土地を売却され、今後、隣接の土地所有者において、R4.3 までに建物解体工事を実施され、駐車場として利用を予定されている。 ・ 建物の解体確認後、特定空家等の設定解除を予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ R4.3.1 建物解体を確認できたため特定空家等の設定解除を行った。

